

## 第16号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第15条の5中「58万円」を「61万円」に改める。

附則第3項中「保険料」の次に「(第13条の所得割額及び第15条の7の所得割額に限る。)」を加える。

附則第4項中「平成30年度の」を「平成30年度以後の」に改め、同項第1号中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に、「一般被保険者各障害者」を「一般被保険者 各障害者」に改める。

附則第7項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改め、同項第2号中「改正条例による」を「神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年 月条例第 号）による」に改める。

附則第9項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改める。

附則第11項の見出し中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、同項中「平成30年度以後」を「平成31年度」に改め、「、当分の間」を削り、「100分の85」を「100分の70」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、平成31年度以降の年度分

の保険料について適用し，平成30年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

#### 理 由

国民健康保険の保険料の算定方法の変更等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額

(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。)は、58万円を超えることができない。

61万円

附 則

1, 2 略

(平成22年度以後の年度分に係る後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の軽減についての暫定的特例)

3 平成22年度以後の年度分の保険料\_\_\_\_\_

(第13条

\_\_\_\_\_の軽減に係る第23条の2第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「軽減する。ただし、資格取得日(被保険者の資格を取得した日をいう。以下同じ。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「軽減する。」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは「資格取得日(被保険者の資格を取得した日をいう。以下同じ。)」とする。

の所得割額及び第15条の7の所得割額に限る。)

(平成30年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例)

4 平成30年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「基礎控除後の総所得金額

等」という。）」とあるのは、「平成30年度の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第4項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第4項の規定による減額後の総所得金額等」（という。）」とする。

(1) 地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者（以下この項において単に「障害者」という。）である一般被保険者（第3号に該当する者を除く。）又は障害者である控除対象配偶者若しくは扶養親族を有する一般被保険者各障害者につき26万円（その者が同法第314条の2第4項に規定する同居特別障害者である場合には、53万円）

(2), (3) 略

5, 6 略

（平成30年度以後の年度分に係る保険料の基礎賦課額の算定の特例）

7 平成30年度以後の年度分に係る第13条の基礎賦課額は、当分の間、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の85を乗じて得た額（10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）（以下「基礎賦課額調整額」という。）を控除して算定した額（第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額）とする。

(1) 第13条の基礎賦課額

(2) 所得割に係る保険料率を100分の10.27、被保険者均等割に係る額を23,330円及び世帯別平等割に係る額を

平成30年度以後の

第292条第1項第10号

一般被保険者 各障害者

平成31年度

平成31年度

の70

100分

24,790円として神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成30年3月条例第31号。以下「改正条例」という。)による改正前の神戸市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)第14条及び第14条の2の規定により算定した基礎賦課額に相当する額(改正条例による改正後の第15条の5に規定する基礎賦課限度額を超える場合は、当該基礎賦課限度額)

神戸市国民健康保険条例の

一部を改正する条例(平成31年 月条例第 号)による

8 略

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例)

平成31年度

9 平成30年度以後の年度分に係る第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額は、当分の間、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の85を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「後期高齢者支援金等賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定する額が第1号に規定する額を超える場合にあつては、第1号に規定する額)とする。

平成31年度

100分の70

(1), (2) 略

10 略

(平成30年度以後の年度分に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の特例)

平成31年度

11 平成30年度以後の年度分に係る第15条の16の介護納付金賦課額は、当分の間、第1号に規定する額と第2号に規定する額との差額に100分の85を乗じて得た額(10円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額)(以下「介護納付金賦課額調整額」という。)を控除して算定した額(第2号に規定

平成31年度

100分の70

する額が第1号に規定する額を超える場合に  
あつては、第1号に規定する額)とする。  
る。

(1), (2) 略

12 略